

H 2 5 . 1 2 . 3 1

原 議 長 期 保 存

群 広 第 2 5 6 号

平成 2 4 年 8 月 2 1 日

関 係 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者支援功労者表彰及び犯罪被害者支援功労職員表彰取扱要領の制定について（通達）

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和 55 年法律第 3 6 号）第 2 3 条第 1 項に基づき、群馬県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体における犯罪被害者支援活動の一層の活性化等を図るため、この度、別添のとおり「犯罪被害者支援功労者表彰及び犯罪被害者支援功労職員表彰取扱要領」を制定したので、事務処理上誤りのないようされたい。

別添

犯罪被害者支援功労者表彰及び犯罪被害者支援功労職員表彰取扱要領

第1 趣旨

この要領は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号）第23条第1項に基づき、群馬県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）において、多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員、犯罪被害者直接支援員、その他の支援員（以下「犯罪被害相談員等」という。）及び職員に対して、群馬県警察本部長（以下「本部長」という。）と早期援助団体の代表者（以下「団体理事長」という。）とが連名で行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類等

1 表彰の種類

- (1) 犯罪被害者支援功労者表彰
- (2) 犯罪被害者支援功労職員表彰

2 副賞

表彰には、記念品その他の副賞を付することができる。

第3 選考の基準

1 犯罪被害者支援功労者表彰

早期援助団体において、多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して授与する。

2 犯罪被害者支援功労職員表彰

早期援助団体において、犯罪被害者支援活動の維持、発展に顕著な功労があったと認められる職員に対して授与する。

第4 表彰の上申

- 1 警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）は、第3の1及び2に該当する者のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別記様式第1号により上申する。
- 2 被表彰者は、警察本部長と団体理事長の協議により決定する。

第5 表彰の実施

表彰は原則として、早期援助団体の第1回総会において行う。ただし、これによりがたい事情がある場合には、この限りでない。また、表彰を受けるべき者が死亡した場合

には、生前にさかのぼって表彰する。

第6 簿冊の整備保管

広報広聴課長は、「犯罪被害者支援功労者・犯罪被害者支援功労職員表彰台帳」（別記様式第2号）を備え付け、表彰を受けた個人の住所・氏名及び表彰年月日を記録し、保存すること。

第7 雑則

第1から第6までに定めるもののほか、本部長と団体理事長とが連名で行う表彰に関し必要な事項は、本部長が団体理事長と協議の上、定める。

別記様式省略